

第1回・第2回懇談会における 御意見の整理

平成31年3月
政策統括官

目 次

1 現行の農産物規格・検査に関する論点

穀粒判別器について	2
規格の追加について	3
着色粒の基準について	4
検査手続の効率化について	5
農産物検査員の検査精度の向上について	6

3 米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点と検討方向

交付金の交付要件等について	8
袋詰め玄米及び精米の表示要件について	9

3 第1回（1月28日）及び第2回（2月25日）懇談会での御意見

10

1 現行の農産物規格・検査に関する論点整理

【論点】

- 玄米検査において穀粒判別器を農産物検査の鑑定方法に位置付けるかどうか。

【現場の声】

- 農産物検査（お米）に関するアンケートでは、生産サイド（注1）の約4割、実需・流通サイド（注2）の約6～7割、登録検査機関の約4割、行政機関の約6割が「穀粒判別器等の測定機器の導入を進めるべき」と回答。
(注1) 生産者、集荷業者・大型乾燥調製施設、(注2) 卸売事業者・精米工場、米穀小売事業者、食品製造事業者（炊飯業者）等
- 全国農業協同組合中央会政策提案（説明資料）（平成30年11月）では、「検査手法の改善など検査業務の効率を高める観点から必要な見直しを行うこと」、「農産物検査業務の効率化を図るため、検査手法の改善と検査機器の適切な運用を検討すべき」との提案。

【懇談会における御意見】

- 現場からは穀粒判別器の導入を求める声が大きいので、測定精度の統一や効率化の観点も踏まえて検討すべき。
- 機器の精度を担保するため、国が何らかの指針を示すなどの対応が必要。
- 抽出した複数の試料を一つにして検査できるようにするなど、真に合理化に結び付く手法の検討が必要。

【論点】

- 玄米検査において穀粒判別器の導入に合わせて、測定が可能である「胴割粒」などの項目を新たに農産物規格に追加するかどうか。

【現場の声】

- 農産物検査（お米）に関するアンケートでは、実需・流通サイド（注1）が主に重視する規格項目として、「整粒」や被害粒の一部である「胴割粒」などが挙げられている。
また、精米の歩留まりに大きく影響する玄米品質等の項目として、「胴割粒」、「碎粒」などが挙げられている。

（注1）卸売事業者・精米工場、米穀小売事業者、食品製造事業者（炊飯業者）

【懇談会における御意見】

- 胴割粒などの項目の追加を、検査コストを考慮しつつ検討してもよいのではないか。穀粒判別器の測定結果を参考値として出すなどの活用方法を検討してみてはどうか。
- 胴割れの程度によってクレームの有無が異なるため、規格化する場合はどう線引きするか検証が必要。
現場では胴割粒が許容できるレベルのものかを細かく確認しており、規格化するとなるとたいへんなコストになる。

着色粒の基準について

【論点】

- 玄米検査における「着色粒」の基準を緩和するかどうか。

【現場の声】

- 農産物検査（お米）に関するアンケートでは、着色粒の混入限度について
 - ・ 生産者及び集荷業者・大型乾燥調製施設の約5割が「現状のままでよい」と回答。一方で、生産者の約3割、集荷業者・大型乾燥調製施設の約4割が「緩和するべき」と回答。
 - ・ 米穀卸売事業者・精米工場の約6割、米穀小売事業者の約4割、食品製造事業者（炊飯業者）の約7割、スーパー・マーケット・コンビニエンスストアの約8割が「現状のままでよい」と回答。
一方で、米穀卸売事業者・精米工場の約3割、米穀小売事業者の約5割、食品製造事業者（炊飯業者）及びスーパー・マーケット・コンビニエンスストアの約1割が「厳しくするべき」と回答。
 - ・ 行政機関の約4割、登録検査機関の約5割が「現状のままでよい」と回答。一方で、登録検査機関の約4割、行政機関の約5割が「緩和するべき」と回答。
 - ・ 消費者の約5割が「現状のままでよい」と回答。一方で消費者の1割が「緩和するべき」と回答。
- 平成27年度～平成30年度に、農産物検査の見直しを求める地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条に基づく意見書が9件提出されており、そのうち8件に、「着色粒」の規格の廃止や見直しを求める意見が含まれている。
(例) 秋田県五城目町議会意見書（平成30年6月）「農産物検査法「着色粒」の規定を廃止すること。」

【懇談会における御意見】

- 基準を緩和すると農家は農薬を使用しなくなり、混入割合が大きくなる。
- 消費者の求める水準、色彩選別機の能力や除去に要するコスト、手間、時間等を踏まえ検討すべき。
- 現行規格より厳格に運用しているが、それでも消費者からクレームが来る。色彩選別機による除去はそれなりの手間がかかるが、全ての着色粒が除去できるわけではないので、現実的には緩和は困難が伴うのではないか。

【論点】

- 検査関係事務をどのように効率化すべきか。

【現場の声】

- 農産物検査（お米）に関するアンケートでは、登録検査機関の約5割が「事務（報告）の簡素化」を望むと回答。
- 全国農業協同組合中央会政策提案（説明資料）（平成30年11月）では、「検査事務の効率化をはかるため、検査業務に係る様式の整理等の改善を行うべき」との提案。

【懇談会における御意見】

- 検査結果の報告期日の延長や、報告事項の削減など、事務の効率化が図られるよう見直すべき。

〔検査事務の効率化に関する委員提出資料の主な内容〕

- ・ 検査結果の報告期日の延長
- ・ 米穀、麦及び大豆の水分含有率に関する検査結果の報告の廃止
- ・ 検査場所を追加する際に必要となる業務規程の変更手続を簡素化
- ・ 検査委任状や検査請求に係る様式の簡素化

など

農産物検査員の検査精度の向上について

【論点】

- 農産物検査員の検査精度をどのように向上させるか。

【現場の声】

- 農産物検査（お米）に係るアンケート調査結果において、回答のあった1,222の登録検査機関のうち396機関（32.4%）で「クレームを受けたことがある」と回答。
クレームを受けた主な理由（複数回答）として、「検査の等級と品質が一致しない」99機関（8.1%）、「異品種の混入がある」29機関（2.4%）などを回答。（このほか、「草のタネ」や「石、ガラス」の混入、「着色粒」や「胴割粒」などの回答がある。）
- 全国米穀販売事業共済協同組合が平成29年11月～12月に組合員（回答数42）に行った「平成29年産米の検査証明の内容等に関するアンケート（集計結果）」では、「検査証明欄の不備」、「異品種の混入」、「品位検査における格付結果が妥当ではない」等の報告がある。

【懇談会における御意見】

- 問題のある検査があることは確か。検査員のレベルアップや各県での横の目合せが必要ではないか。
- 研修の対象者の拡大や検査員の更新、異品種混入を産地でも防ぐ対策等も検討して欲しい。
- 等級格付けの不備といった技術的なミスを防ぐためには、日々の技術向上が必要であり、検査員を抱える登録検査機関にその役割がある。

2 米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点整理

交付金の交付要件等について

【論点】

- 米を実需者などに直接販売する農家が出てきていることを踏まえ、（ナラシなど）国の交付金等の要件を見直すべきか。

【現場の声】

- 実需者からは農産物規格の必ずしも全ての項目が必要とされていないにもかかわらず、国の交付金の交付のためだけに検査の手数料を負担して検査を受けざるを得ない。
- 農産物検査において銘柄設定されていない場合、品質に見合う交付単価で交付金の支払が受けられない場合がある。
(例) はだか麦の数量払い交付金については、実需者との播種前契約や現行品種よりもさらに機能性成分が高い新品種へ変更を行った場合なども3年間は銘柄設定申請ができない。経営者の創意工夫に基づき栽培されたはだか麦に対しても、検査と品質区分に見合う適正な交付単価で支払いが実施されるよう、銘柄認定制度の改正を行うべき。（日本農業法人協会提言（平成30年6月））

【懇談会における御意見】

- 米を実需者などに直接販売する農家が増えてきているので、交付金の要件を見直してもいいのではないか。交付金の数量カウントも農政局への報告をもって行うなどとしてもよいのではないか。
- 仮に一つ一つの要件を緩めるにしても、米流通の大宗に影響することがないよう、慎重に検討して欲しい。

袋詰め玄米及び精米の表示要件について

【論点】

- 消費者向けの袋詰めの精米及び玄米の産地、品種及び産年（3点セット）の表示要件の見直しに向けた検討を行うのは妥当か。

【現場の声】

- 日本農業法人協会提言（平成30年6月）では、「検査を受けなくても米トレーサビリティ法に基づく表示を可能と…するなどの見直しを行うべき」との提案。
- 全国農業協同組合中央会政策提案（説明資料）（平成30年11月）では、「当事者間のスペックに基づく取引の増加、粗悪な未検査品等の流通増加により、検査米と未検査の価格差が縮小し、価格引き下げの圧力が高まるのではないか」との懸念。

【懇談会における御意見】

- 米トレサ法で確認が取れるものや栽培管理上確約が得られるものだけは、検査による証明がなくても3点セット（産地・品種・産年）の表示を認めるとしてもよいのではないか。
- 農産物検査は取引に使われることが主目的であり、等級は精米の表示には反映されない。現行の表示ルールもバリエーションが様々であり、袋詰め精米の表示だけがここまで厳しくてもいいのか、任意で表示できるようにした場合にその担保をどうするのか、などについて、議論する価値があるだろう。
- 直接販売の際に現行制度の要件を見直すこと自体は否定するわけではない。ただし、未検査米の3点セットを認めた場合、消費者は検査済みかきちんと認識できるのか。できないのであれば、米全体の表示や品質への疑問が生じてしまうのではないか。
- 仮に未検査米でも3点セット表示を可能とした場合、取引先ごとに独自の規格を求められるようになり、精算・検査の現場に大きなコストが発生することが懸念。このため、流通の大宗に影響することがないよう慎重に検討願いたい。

3 第1回（1月28日）及び第2回（2月25日）懇談会での御意見

現行の農産物規格・検査に関する御意見

【穀粒判別器について】

- 穀粒判別器は、全ての規格の項目が精度よく測定できるのか。現状の規格に基づいた機器の選定・開発が必要。
- 機械化(穀粒判別器)による検査の合理化は否定しないが、銘柄の確認は困難ではないか。
- 自社でも成分分析計や穀粒判別器、科学的分析手法を用いながら、品質の確認を行っている。

【規格の項目の追加について】

- 規格に胴割粒などの項目を追加するなど、検査コストに考慮しつつ検討してもよいのではないか。

【着色粒の基準について】

- 現行規格より厳格に運用しても、クレームが出る。色彩選別機でも全部は除けない。消費者の意見を踏まえ検討すべき。
- 緩和すると農家は農薬を使用しなくなり、混入割合が大きくなることにつながるだろう。現場で出回っている色彩選別機の精度なども考慮して検討してほしい。

【検査関係事務の効率化について】

- 検査の結果報告に関する提出物が非常に多く、また、報告期限も厳しい。
- 検査事務が煩雑であるという意見は、JAグループからも出されている。

【検査員による検査精度の向上について】

- 検査員による産地品種証明の不備などの現状を確認してほしい。また、コンタミを産地でも防ぐ対策も検討してほしい。
- 問題のある検査があることは確か。検査員のレベルアップや各県での横の目合せが必要ではないか。
- 検査員の研修や目合せを引き続きしっかりとやっていきたい。

第1回懇談会(1月28日)での御意見(②)

米流通の現状を踏まえた各種制度に関する御意見

【交付金の交付要件等の見直しについて】

- 米の直接販売に取り組む農家が増えてきているので、(ナラシなど)国の交付金や表示の要件を見直してもいいのではないか。補助金の数量カウントも農政局への報告をもって行うなどとしてもよいのではないか。

【袋詰め精米の表示要件の見直しについて】

- 米トレサ法で確認が取れるものや栽培管理上確約が得られるものだけは、検査による証明がなくても表示を認めるとしてもよいのではないか。
- 米全体の3割に当たる200万トンの未検査米には3点セットの情報がない状況。事業者に比べて情報が少ない消費者にとっては、全てのお米に3点セットの表示ができることが望ましい。
- 農産物検査における年産・品種・銘柄の証明は、精米表示を担保するうえで重要な役割を果たしている。現行の精米品質表示基準のもとでは、検査員による検査に頼る部分がある。
- 未検査米が大量に流通すると、米の信頼性の低下、価格や流通の混乱が生じることが懸念されるため、慎重に検討すべき。
- 未検査米が流通した場合の影響を精査してほしい。消費者にデメリットがないようにすべきである。
- 消費者にデメリットになるようなことがあってはならない。偽装を招くことがないようにする仕組みができていることも必要。一方で、米トレサ法があるのだから、これを検査に代わる表示の担保に位置付けることも、検討してみてはどうか。

全般に関する御意見

- 農産物規格・検査の見直しに当たっては、①消費者の信頼を得ること、②消費者にメリットのないコストの発生を避けること、③努力している生産者が正当に評価されるようにすること、④消費拡大につながるような規格・検査とすること、の4点を考慮してほしい。米の品質向上が図られるようにしてもらいたい。

現行の農産物規格・検査に関する御意見

【穀粒判別器について】

- 機器の精度を担保するため、国が何らかの指針を示すなどの対応が必要ではないか。
- 繰り返し測定した場合の測定結果の再現性はどうか。
- 機器の導入による合理化は否定しないが、目視検査の項目も残るため、例えば、抽出した複数の試料を一つにして検査できるようにするなど、機器の導入により真に合理化に結び付く手法の検討が必要である。
- 現場からは穀粒判別器の導入を求める声が大きいので、測定精度の統一や効率化の観点も踏まえて検討すべきである。

【規格の項目の追加について】

- 脭割粒の値を知りたいという要望はあるので、参考値として出すなど、活用方法を検討してみてはどうか。補助的であれば活用可能であると考える。
- 「胴割粒」は取引後のクレームの要因ではあるが、胴割れの程度によりクレームになるものとならないものがあるのので、規格化するのであればどう線引きするか検証が必要である。
- 脣割れには程度の差があり、その線引きが必要。現場ではパーラーや簡易とう精機を使って許容できる胴割れかそうでないかを確認している。規格化するとなると、全ての現場で確認が必要となり、大変なコストになるのではないか。

【着色粒の基準について】

- 緩和や廃止した場合に生じる影響をよく考えて欲しい。消費者の求める水準、色彩選別機の能力や除去に要するコスト、手間、時間等を踏まえ検討すべき。
- 現行規格より厳格に運用しているが、それでも消費者からクレームが来る。色彩選別機による除去はそれなりの手間がかかるが、全ての着色粒が除去できるわけではないので、現実的には緩和は困難が伴うのではないか。
- 一等と言われたものであっても、精米工場で確認すると着色粒が0.2%混入していることもある。目視と穀粒判別器で結果が異なっている点にも留意すべき。

第2回懇談会(2月25日)での御意見(②)

現行の農産物規格・検査に関する御意見(続き)

【検査関係事務の効率化について】

斎藤委員及び山本委員から、検査関係事務の効率化に関する意見について資料を提出

【検査員による検査精度の向上について】

- 程度統一会の対象者の拡大や検査員(資格)の更新なども検討してはどうか。
- 検査証明の不備について、受付窓口のようなものを設置して欲しい。
- 等級格付けの誤りなどの技術的なミスと検査証明の不備などの人為的なミスがある。前者は日々向上が必要なもので、検査員を抱えている登録検査機関にその役割があると考えている。

米流通の現状を踏まえた各種制度に関する御意見

【中食・外食、消費者との取引における品質基準等について】

- 米の取引の仕方が大きく変わってきており、様々な品質基準が用いられている。顔の見える関係も始めつつあり、契約が繰り返され関係が構築できた場合には、農産物規格は必要ないかもしれない。ただ、関係が構築できるまでの当面の間は、現行の規格が必要ではないか。
- 現在供給側にしっかりと精査してもらった上で自社でも品質を確認している。このため、現行の農産物規格に異論はない。
- 消費者が求める食味や栽培方法、安心などは規格にはない要素であるため、こうした情報も伝わるようになれば好ましい。

米流通の現状を踏まえた各種制度に関する御意見（続き）

【袋詰め精米の表示要件の見直しについて】

- 自分が作ったものを販売する場合、農産物検査に頼らなくても3点セットの情報を伝えることができるようにしてほしい。
- 農産物検査は取引に使われることが主目的であり、等級は精米の表示には反映されない。現行の表示ルールもバリエーションが様々であり、袋詰め精米の表示だけがここまで厳しくてもいいのか、任意で表示できるようにした場合にその担保をどうするのか、などについて、議論する価値があるだろう。
- 直接販売の際に現行制度の要件を見直すこと自体は否定するわけではない。ただし、未検査米の3点セットを認めた場合、消費者は検査済みかきちんと認識できるのか。できないのであれば、米全体の表示や品質への疑問が生じてしまうのではないか。
- 検査の目的は玄米の規格取引にあり、そういう意味で今の農産物規格は評価している。一方で消費者への販売では食味などの情報が求められており、分けて考える必要がある。仮に未検査米でも3点セット表示を可能とした場合、取引先ごとに独自の規格を求められるようになる可能性があり、生産・検査の現場に大きなコストが発生することを懸念している。このため、流通の太宗に影響することのないよう慎重に検討願いたい。
- 多くの中食・外食事業者は、農産物規格を満たしていることを前提として、その上で別の品質基準を求めている点に留意すべき。未検査米が全体に流通することになれば、DNA検査を求められたり仕分けコストが発生したりと、現場に影響が生じると考える。現行制度の下で何か対策ができないのか考えて欲しい。